

ワイジェイFXの証券取引約款・規定

包括告知および届出

第1章 総合取引約款

第2章 書面の電磁的な方法による交付

第3章 保護預り約款

第4章 特定口座に係る上場株式等保管委託約款

第5章 累積投資取引約款

第6章 投資信託受益権振替決済口座管理約款

包括告知および届出

私は貴社に対し、法令の定めに基づき、下記に掲げる税法の適用を受けるため、この旨届け出ます。

株式等の譲渡の対価および交付金銭等の受領者の告知

所得税法施行令第343条第3項、同令第345条第6項

償還金等の交付の告知

所得税法施行令第346条第3項

株式の譲渡の対価の告知および上場株式等の配当・公社債の利子・投資信託の収益の分配・

国外投資信託等の配当・国外発行株式等の配当等の告知

所得税法第224条および同法第224条の3第1項、所得税法施行令第336条および同令第337条第3項、租税特別措置法施行令第4条の5第9項、同令第4条の6の2第9項および同令第4条第9項

特定口座開設届出書および特定管理口座開設届出書記載事項の電磁的方法による届出

租税特別措置法第37条の11の3第1項および同法第37条の10の2第1項または第2項、租税特別措置法施行令第25条の10の2第5項および同令第25条の8の2第7項の規定の適用を受ける旨を、租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号および租税特別措置法施行令第25条の8の2第8項に定める方法に基づき届け出ます。

また、上記規定の適用を受けるにあたり、「第4章 特定口座に係る上場株式等保管委託約款」に基づき、上場株式等の保管の委託にかかる口座の設定を申し込みます。

源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書および特定口座源泉徴収選択届出書記載事項の電磁的方法による提供

租税特別措置法第37条の11の4第1項および地方税法第71条の51ならびに租税特別措置法第37条の11の6第1項および地方税法附則第35条の2の5の規定の適用を受ける旨を、租税特別措置法第37条の11の4第5項および同法第37条の11の6第2項に定める方法に基づき届け出ます。

なお、この届出は、私から同規定の適用を受けることを取りやめたい旨申し出ない限り、引き続き有効なものとして取り扱ってください。

勘定の種類：特定保管勘定、特定上場株式配当等勘定

償還金等の交付

所得税法施行令第346条第6項

上場株式等の配当・公社債の利子・投資信託の収益の分配・国外発行株式等の配当・国外公社債等の利子・国外投資信託等の配当の告知に係る申請書

所得税法施行令第337条第1項および第2項

株式等の譲渡の対価の受領者の告知に係る申請書

所得税法施行令第343条第1項

第1章 総合取引約款

第1条（約款の趣旨）

この約款（以下「本約款」といいます。）は、お客さまがワイジェイFX株式会社（以下「当社」といいます。）との間でインターネットを利用して行う投資信託取引に関して、当社の取引システムによりお客さまに提供するサービス（以下「本サービス」といいます。）の特徴、取引条件、仕組みならびに取引における権利義務関係に関するお客さまと当社との間の取り決めです。

第2条（契約締結に際してのご注意）

1.お客さまが希望されるサービスや取引の種類、内容によっては、当社の定める方法による申し込みが必要になるものがあります。これらのサービス、取引については、当社はお客さまの申し込みに対して当社が承諾した場合は個別に契約が締結され、当該サービス、取引のご利用が可能となります。

2.次の各号のいずれかに該当する場合は、いかなる理由があっても前項の承諾をしないものとします。

(1) お客さままたはお客さまの代理人が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団またはこれらに準ずる者等反社会的勢力であると判明した場合

(2) お客さまが当社との取引に関して、脅迫的な言動もしくは暴力を用いた場合、法的責任を超えた不当な要求を行った場合、風説の流布もしくは偽計・威力により当社の信用を毀損もしくは当社の業務を妨害した場合、またはこれらに類するやむを得ない事由があった場合

3.本サービスをご利用いただくには、当社の定める方法でのログインが必要です。

第3条（入出金）

1.本サービスへの金銭の入出金は、当社の定める方法によって行うものとします。

2.前項の入出金にかかる受付時間等は、当社が定めるものとします。

第4条（注文の受付）

1.お客さまが本サービスを利用できる期間および時間は、当社が定めるものとします。

2.お客さまが本サービスを利用して取引注文を行える商品および取引の種類は、当社が定めるものとします。

3.お客さまが本サービスを利用して取引注文を行える銘柄は、当社が定める銘柄とします。

4.同一営業日に執行することとなる取引注文を受け付ける回数は、当社が別に定める回数の範囲内とします。

5.お客さまが本サービスを利用して当社へ発注する注文は、お客さまが当社の運営するWeb サイト（以下、単に「Web サイト」といいます。）において注文を入力し、確認の入力を行った後、当社がその入力内容を受け付けた時点で完了するものとします。

6.前項にもかかわらず、システム障害等の理由により当社が本サービスを運営できない状況が発生した場合には、電話、FAX、電子メールその他手段を問わず、別途当社が認める場合以外の注文の受付は一切行わないものとします。

7.お客さまが本サービスを利用して行った取引注文の取り消しまたは変更は、当該取引注文が未約定でかつ当社が定める商品・時間内に限り、当社が定める方法により行えるものとします。

第5条（金銭の取り扱い）

1.本サービスへのYJFX口座（以下「外貨ex口座」といいます。）からのチャージ（振替入金）、および、外貨ex口座への振替出金は、円貨によります。

2.お客さまからお預かりした金銭に対しては、いかなる名目によるかを問わず利子等はお支払いいたしません。

3.金銭の返還の請求は、当社の定める手続きによって行っていただきます。

第6条（有価証券の取り扱い）

- 1.保護預り証券等は、法令に則り、当社資産とは分別して管理します。
- 2.保護預り証券等として受け入れるものの範囲は、当社が定めます。
- 3.前項によって有価証券の受け入れ等を辞退する場合は、お客さまにその旨を通知いたします。
- 4.お客さまの有価証券を保管する場合は、原則として他のお客さまの同銘柄の有価証券と混合して保管します。
- 5.前項によって混合して保管する有価証券については、次の事項に同意いただいたものとみなされます。
 - (1) お預かりした有価証券と同銘柄の有価証券に対し、その有価証券の数または額に応じて共有権もしくは準共有権、またはこれらに準ずる権利を取得すること。
 - (2) 新たに有価証券をお預かりするとき、またはお預かりしている有価証券を返還するときは、その有価証券のお預かりまたは返還について、同銘柄の有価証券をお預かりしているほかのお客さまと協議を要しないこと。

第7条（債務への充当）

1. お客さまの外貨ex口座の合計資産が0円を下回った（マイナスになった）場合で、当社の要請にもかかわらずお客さまが所定の時刻までに入金等により当該合計資産を0円以上の状態にされない場合は、当社はお客さまが既に保有されている預り金、または投資信託口座内に保有する有価証券を解約することで、その不足金額分を充当することができるものとします。
2. お客さまの外貨ex口座または投資信託口座に立て替え金もしくは不足金があるときは、当社はお客さまの取引、お預かり証券または金銭の引き出しを制限することがあります。

第8条（報告・連絡に関する事項）

- 1.当社は、ご注文いただいた有価証券の売買等の取引が成立したときには、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）の規定に基づき、遅滞なく、取引報告書を交付いたします。
- 2.当社は、3カ月に1回以上、期間内のお取引内容、お取引後の残高を記載した取引残高報告書を交付いたします。お取引がない場合は、1年に1回以上、お客さまに交付いたします。
- 3.取引残高報告書を交付した後、15日以内にご連絡がなかったときは、当社はその記載事項全てについてお客さまが承認されたものとさせていただきますので、取引残高報告書を受領されたときは、すみやかにその内容をご確認ください。その際、記載事項を確認した旨の回答書をいただく場合がございます。
- 4.当社からの報告書等の記載内容について、不審な点があるときは、すみやかに報告書に記載の部署へ直接ご連絡ください。

第9条（お客さまとの通話の録音について）

お客さまの間のお取引の管理を正確に行うために、お客さまとの通話については録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。

第10条（免責事項）

1. 次に掲げる損害について、当社は、当該損害の原因について故意または重大な過失がない限り免責されることとします。

(1) お客さまのコンピューターのハードウェアやソフトウェアの故障・誤作動、当社のコンピューターシステムやソフトウェアの故障・誤作動、市場関係者や第三者が提供するシステム・オンライン・ソフトウェアの故障・誤作動等その他取引に係る一切のコンピューターのハードウェア・ソフトウェア・システム・オンラインの故障や誤作動により生じた損害。

(2) 電信、インターネットまたは郵便の誤謬または遅延等の事由（インターネット回線の混雑を含みます。）により生じた損害。

(3) お客さま自身が入力したか否かにかかわらず、お客さまのログインID、パスワードと取引パスワードの一致により当社が本人認証を行い取引注文の申込を受け付け、当社が受託したうえで生じた損害。

(4) お客さまのログインID、パスワードや取引パスワード、外貨exのログインIDやパスワードまたは取引情報等が漏洩し、盗用されたことにより生じた損害について、当社の故意または重大な過失に起因するものではない場合。

(5) お客さまが入力されたログインID、パスワードや取引パスワードが一致しなかったために本人確認を行えず、取引が行えなかったことにより生じた損害。

(6) 本サービスで提供する情報が正確性を欠いていたことにより生じた損害で、当社の故意または重大な過失に起因するものでない場合。

(7) お客さまが本約款、その他の当社との契約事項（取引ルール等の当社所定の事項を含めます。）に反したことにより生じた損害。

(8) 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変または相場の急落等の事由により、取引注文の執行、有価証券の受渡またはその他の事務手続き等が遅延し、または不能となったことにより生じた損害。

(9) やむを得ない事由により、当社が本サービスの中止を申し出た場合により生じた損害。

(10) その他当社の責めによらない事由により生じた損害。

2. 前項の規定は、お客さまと当社との本約款に基づく契約が消費者契約法に定める消費者契約に該当する場合は、適用されません。この場合であっても、当社の過失（重大な過失を除きます。）によりお客さまに生じた損害のうち、当社またはお客さまが予見したか、

または予見し得たかにかかわらず、特別な事情から生じた損害に関し、当社は一切責任を負いません。

第11条（閉鎖）

次の各号のいずれかに該当した場合は、投資信託口座は閉鎖されることとします。

- (1) お客様が当社に対し投資信託口座の閉鎖の申し入れをした場合。
- (2) お客様が本約款の条項のいずれかに違反し、当社が投資信託口座の閉鎖を通告した場合。
- (3) 一定期間にわたり投資信託口座の停止が継続した場合。
- (4) お客様がマネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法または不正の疑いのある取引に利用するために取引を行っている、または反社会的勢力の一員であると当社が合理的に判断した場合。
- (5) 当社がお客様に通知した口座番号等を、共同で使用し、または他人に貸与もしくは譲渡した場合。
- (6) 外貨ex口座が閉鎖された場合。
- (7) オプトレ！口座が閉鎖された場合。
- (8) お客様またはお客様の代理人が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団またはこれらに準ずる者等反社会的勢力であると判明した場合。
- (9) お客様が当社との取引に関して、脅迫的な言動もしくは暴力を用いた場合、法的責任を超えた不当な要求を行った場合、風説の流布もしくは偽計・威力により当社の信用を毀損もしくは当社の業務を妨害した場合、またはこれらに類するやむを得ない事由があった場合。
- (10) お客様が外国PEPs（Politically Exposed Personsの略。外国の政府等において重要な地位を占める者（外国の国家元首等）とその地位にあった者、それらの家族および実質的支配者がこれらの者である法人を指します。）に該当することが判明した場合。
- (11) 前各号の他、やむを得ない事由により、当社が投資信託口座を存置することが不適切であると合理的に認めた場合。

第12条（個人情報の取り扱い）

当社によるお客様の個人情報の取り扱い、利用目的等については、当社がWeb サイトにて別途公表する「個人情報保護方針」に従うものとします。なお、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「犯収法」と言います。）および金融商品取引法等の関連法令に基づき、お客様の「本人確認記録」および「取引記録」を、当社にて最低10年間保管する必要があります。

第13条（取得情報の個人利用）

お客さまは、当社の取引システム（以下「本システム」といいます。）を利用して得られる数値、ニュース等の情報を、お客さまの取引目的のみに利用するものとし、第三者への情報提供、営業目的での利用、情報の加工または再配信等、お客さまの個人利用以外を目的とした利用を行ってはならないものとします。

第14条（適用される法律）

本約款を含む一連の約款は、日本国の法律に準拠し、日本国の法律に従い解釈されるものとします。

第15条（合意管轄）

お客さまと当社との間の取引に関する訴訟については、法令に別段の定めのある場合を除き、当社本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

第16条（約款の変更）

- 1.本約款は、法令等の新設・改廃、行政機関・自主規制機関の規制等の新設・改廃または監督官庁の指示があったときその他業務上の必要が生じたとき時には変更されることがあります。
- 2.当社は、本約款を変更する場合、民法第548条の4に基づき、変更する旨及び変更後の規定の内容並びに効力発生日を効力発生日までに、原則として当社の運営するWebサイトに掲載する方法により周知します。

第17条（外国口座税務コンプライアンス法（FATCA））

米国政府および日本政府からの要請により、当社は、お客さまが外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下の(1)、(2)または(3)に該当する場合および該当する可能性があるとして当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客さまの情報（氏名／名称、住所／所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、本約款の定めにより、お客さまの当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。

- (1) 米国における納税義務のある自然人、法人またはその他の組織。
- (2) 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人またはその他の組織。
- (3) FATCAの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法1471条および1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）

第2章 書面の電磁的な方法による交付

第1条（定義）

「書面の電磁的な方法による交付」とは、法令諸規則によりお客さまへの交付または徴求が義務付けられている各種書面等を、書面に代えて電磁的な方法をもって交付または徴求することをいいます。

当社において投資信託口座を開設いただくには「書面の電磁的な方法による交付」への同意が必須となりますので、第4条第1項の場合を除き、原則として対象書面の紙媒体による交付は行いません。

第2条（対象書面）

「書面の電磁的な方法による交付」による対象書面は、金商法、投資信託および投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）等において規定されている電子交付または電子徴求が認められている書面のうち、当社で定めるものとします。

第3条（電子交付の種類）

当社での電子交付については、以下の方法により行うものとします。

- (1) 投資信託のお取引画面へのログイン後、当社の指定する方法で、該当書面の記載事項を記録し、電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法。
- (2) お客さまが外貨ex口座へご登録いただいているメールアドレス宛てに、当社の指定する方法で、該当書面の記載事項をメール送信することにより、お客さまに供する方法。
- (3) 閲覧ファイルに記録された記載事項を、当社の指定する方法で、電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法。

第4条（免責事項）

- 1.法律等の変更等何らかの理由が生じ、あるいは当社が必要と判断したときには、当社は電子交付ではなく既に電子交付された書面も含めて紙媒体により交付等を行う場合があります。
- 2.お客さまが当社に届け出た住所宛て、またはお客さまのメールアドレス宛てに当社よりなされた諸通知が、転居、不在その他当社の責めに帰さない事由により延着し、または到達しなかった場合においても、通常到達すべきときに到着したものとします。

第3章 保護預り約款

第1条（約款の趣旨）

この約款は、当社とお客さまとの間の証券の保護預りに関する権利義務関係を明確にするために定めるものです。

第2条（保護預り証券）

- 1.当社は、金商法第2条第1項各号に掲げる有価証券の保護預り等については、法令や本約款の定めに従って行います。ただし、これらの証券でも当社の合理的な都合によりお預かりしないことがあります。
- 2.当社は、前項によるほか、お預かりした証券が振替決済にかかるものであるときは、金融商品取引所および決済会社が定めるところによりお預かりします。
- 3.この約款に従ってお預かりした証券を以下「保護預り証券」といいます。

第3条（保護預り証券の保管方法および保管場所）

当社は、保護預り証券について金商法第43条の2に定める分別管理に関する規定に従って次のとおりお預りします。

- (1) 保護預り証券は、原則として当社または当社が委託する業者において安全確実に保管します。
- (2) 金融商品取引所または決済会社の振替決済にかかる保護預り証券については、決済会社で混合して保管します。
- (3) 保護預り証券のうち前号に掲げる場合を除き、債券または投資信託の受益証券については、特にお申し出のない限り、他のお客さまの同銘柄の証券と混合して保管することがあります。
- (4) 前号による保管は、大券をもって行うことがあります。

第4条（混合保管等に関する同意事項）

前条の規定により混合して保管する証券については、次の事項に同意いただいたものとみなされます。

- (1) お預かりした有価証券と同銘柄の有価証券に対し、その有価証券の数または額に応じて共有権もしくは準共有権、またはこれらに準ずる権利を取得すること。
- (2) 新たに有価証券をお預かりするときまたはお預かりしている有価証券を返還するとき、その有価証券のお預かりまたは返還について、同銘柄の有価証券をお預かりしている他のお客さまと協議を要しないこと。

第5条（共通番号の届出）

お客さまは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令等の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客さまの共通番号を当社に届け出いただきます。その際、番号法その他の

関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

第6条（当社への届出事項）

外貨ex口座開設画面または投資信託口座開設画面で入力された住所、氏名、生年月日、共通番号等をもって、お届けの住所、氏名、生年月日、共通番号等とします。

第7条（保護預り証券の口座処理）

- 1.保護預り証券は、全て同一口座でお預かりします。
- 2.金融商品取引所または決済会社の振替決済にかかる証券については、他の口座から振替を受け、または他の口座へ振替を行うことがあります。この場合、他の口座から振替を受け、その旨の記帳を行ったときにその証券が預けられたものとし、また、他の口座へ振替を行い、その旨の記帳を行ったときにその証券が返還されたものとして取り扱います。ただし、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）が必要があると認めて振替を行わない日を指定したときは、機構に預託されている証券の振替が行われないことがあります。

第8条（担保にかかる処理）

お客さまが保護預り証券について担保を設定される場合は、当社が認めた場合の担保の設定についてのみ行うものとし、この場合、当社所定の方法により行います。

第9条（お客さまへの連絡事項）

- 1.当社は、保護預り証券について、次の事項をお客さまにお知らせします。
 - (1) 名義書換または提供を要する場合には、その期日。
 - (2) 最終償還期限。
 - (3) 残高照合のための報告、ただし取引残高報告書を定期的に通知している場合には取引残高報告書による報告。
- 2.残高照合のためのご報告は、1年に1回以上行います。また、取引残高報告書を定期的に通知する場合には、法律の定めるところにより四半期に1回以上、残高照合のための報告内容を含め行いますので、その内容に不審な点があるときは、すみやかに報告書に記載の部署へ直接ご連絡ください。
- 3.当社は、前項の規定にかかわらず、特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）に該当するお客さまからの前項に定める残高照合のための報告内容に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないこと

があります。

第10条（名義書換等の手続きの代行等）

- 1.当社は、ご依頼があるときは株券等の名義書換、併合、分割または株式無償割当て、新株予約権付社債の新株予約権の行使、単元未満株式等の発行者への買取請求の取次ぎ等の手続きを代行します。
- 2.前項の場合は、所定の手続料をいただく場合がございます。

第11条（償還金等の代理受領）

保護預り証券の償還金または利金（分配金を含みます。以下同じ。）の支払いがあるときは、当社が代わってこれを受け取り、ご請求に応じてお支払いします。

第12条（保護預り証券の返還）

保護預り証券の返還を希望される場合は、当社所定の方法によりお手続きください。

第13条（保護預り証券の返還に準ずる取り扱い）

当社は、次の場合には前条の手続きをまたずに保護預り証券の返還のご請求があったものとして取り扱います。

- (1) 保護預り証券を売却される場合。
- (2) 保護預り証券を代用証券に寄託目的を変更する旨のご指示があった場合。
- (3) 当社が第11条により保護預り証券の償還金の代理受領を行う場合。

第14条（届出事項の変更手続き）

- 1.届出事項を変更なさるときは、その旨を当社にお申し出のうえ、当社所定の方法によりお手続きください。この場合「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出または「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。
- 2.前項によりお届けがあった場合は、当社は所定の手続きを完了した後でなければ保護預り証券の返還のご請求には応じません。
- 3.当社登録情報とログインIDの登録情報は、統合されておきませんので、変更がある場合には、それぞれ手続きが必要となります。

第15条（保護預り管理料）

- 1.当社は、口座を設定したときは、その設定時および口座設定後1年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。
- 2.当社は、前項の場合、売却代金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、保護預り証券の返還のご請求には応じないこ

とがあります。

第16条（解約）

次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。

- (1) 第1章総合取引約款に基づき投資信託口座の閉鎖をお客さまが申し出たとき、または当社が通告したとき。
- (2) お客さまがこの約款の重大な事項に違反し、当社がお客さまとの取引の継続が困難であると合理的に認めたとき。
- (3) やむを得ない事由により、当社が解約を通告したとき。
- (4) 当社の指定する時点において、お客さまの口座において残高がなく、かつ、お取引引きがないまま5年間を経過しており、当社がお客さまに解約を通告したとき。

第17条（解約時の取り扱い）

- 1.前条により契約を解約された場合は、投資信託口座も閉鎖になります。
- 2.前条に基づく解約に際しては、当社の定める方法により、保護預り証券および金銭の返還を行います。
- 3.保護預り証券のうち原状による返還が困難なものについては、当社の定める方法により、お客さまのご指示によって換金、反対売買等を行ったうえで、売却代金等の返還を行います。

第18条（公示催告等の調査等の免除）

当社は、保護預り証券にかかる公示催告の申し立て、除権決定の確定、保護預り株券にかかる喪失登録等についての調査および通知はしません。

第19条（緊急措置）

法令の定めるところにより保護預り証券の移管を求められたとき、または天災地変等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

第20条（免責事項）

- 1.当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、故意または重大な過失がない限りその責めを負いません。
 - (1) 第9条第1項第1号の通知を行ったにもかかわらず、所定の期日までに名義書換等の手続きにつきご依頼がなかった場合。
 - (2) お預かり当初から保護預り証券について瑕疵またはその原因となる事実があった場合。
 - (3) 天災地変等の不可抗力により、返還のご請求にかかる保護預り証券の返還が遅延した

場合。

2. 前項の規定は、お客さまと当社との本約款に基づく契約が消費者契約法に定める消費者契約に該当する場合は、適用されません。この場合であっても、当社の過失（重大な過失を除きます。）によりお客さまに生じた損害のうち、当社またはお客さまが予見したか、または予見し得たかにかかわらず、特別な事情から生じた損害に関し、当社は一切責任を負いません。

第21条（通知の効力）

お客さまにあてて、当社によりなされた本口座に関する諸通知が、転居、不在その他お客さまの責めに帰すべき事由により、延着し、または到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものとして取り扱うことができるものとします。

第4章 特定口座に係る上場株式等保管委託約款

第1条（約款の趣旨）

この約款は、お客さま（個人のお客さまに限ります。）が特定口座内保管上場株式等（租税特別措置法第37条の11の3第1項に規定されるものをいいます。以下同じです。）の譲渡に係る所得計算等の特例を受けるために当社に開設される特定口座における上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託（以下「保管の委託等」といいます。）について、同条第3項第2号に規定される要件および当社との権利義務関係を明確にするために定めるものです。

第2条（申込）

1. お客さまは、当社所定の方法により、特定口座開設届出書を提出するとともに、租税特別措置法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、または租税特別措置法施行令第25条の10の3第2項に規定する書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（申込者が個人番号を有しない場合または同条第5項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所）を告知し、租税特別措置法その他の法令に基づく本人確認を受ける必要があります。ただし、当社に複数の特定口座を開設することはできないものとします。

2. お客さまは、源泉徴収を選択される場合には、当社所定の方法により、あらかじめ当社に対し、特定口座源泉徴収選択届出書（以下「当該選択届出書」といいます。）を提出していただきます。なお、当該選択届出書が提出された年の翌年以後については、お客さまから源泉徴収を選択しない旨の申し出がない限り、その年において最初に当該特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡をするときまたは当該特定口座において処理された上場株式等の信用取引等につきその年最初に差金決済を行うときのうちいずれか早いときより前に、当該選択届出書の提出があったものとみなします。

3.前項の規定にかかわらず、その年に源泉口座に配当等を受領されている場合、または源泉口座で上場株式等の譲渡を行っている場合は、その年に源泉徴収を選択しない旨および配当等の受領をやめる旨の申し出を行うことはできません。

4.当社の投資信託口座開設およびその継続利用においては特定口座の開設が必須となります。

第3条（特定保管勘定における保管の委託等）

上場株式等の保管の委託等は、当該保管の委託等にかかる口座に設けられた特定保管勘定（当該口座に保管の委託等がされる上場株式等につき、当該保管の委託等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じです。）において行います。

第4条（所得金額の計算）

当社は、特定口座内保管上場株式等の譲渡および配当等による所得金額の計算を、租税特別措置法、その他関係法令および政省令の定めに基づき行います。

第5条（特定口座に受け入れる上場株式等の範囲等）

当社は、お客さまの特定口座に設けられた特定保管勘定においては、以下に定める上場株式等（租税特別措置法第29条の2第1項本文の規定の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等にかかる上場株式等を除きます。）のうち、特定口座への受け入れが、社債、株式等の振替に関する法律に規定する顧客口座簿に記載、または記録をする方法により行われるもののみを受け入れます。

(1) 第2条に定めのある特定口座開設届出書の提出後に、当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎおよび代理を含みます。）により取得をした上場株式等または当社から取得をした上場株式等で、その取得後直ちに特定口座に受け入れる上場株式等。

(2) 当社以外の金融商品取引業者に開設されているお客さまの特定口座に受け入れられている特定口座内保管上場株式等であって、所定の方法により、当社の特定口座に移管（一部移管の場合には、同一銘柄の特定口座内保管上場株式等が全て移管される場合に限りま

す。）された上場株式等。

(3) 当社が行う上場株式等の募集（金商法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限りま

す。）により取得した上場株式等。

(4) 相続（限定承認にかかるものを除きます。以下、同じです。）または遺贈（包括遺贈のうち、限定承認にかかるものを除きます。以下同じです。）により取得した当該相続にかかる被相続人または当該遺贈にかかる包括遺贈者の当社に開設していた特定口座、租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座、同法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座または特定口座以外の口座（非課税口座および未成年者口座を除

きます。以下「相続等一般口座」といいます。)に引き続き保管の委託等がされている上場株式等であって、所定の方法により、移管(一部移管の場合には、同一銘柄の特定口座内保管上場株式等が全て移管される場合に限り、)された上場株式等。

(5) お客さまが相続または遺贈により取得した当該相続にかかる被相続人または当該遺贈にかかる包括遺贈者の当社以外の金融商品取引業者等に開設していた特定口座または相続等一般口座に引き続き保管の委託等がされている上場株式等で、所定の方法により当社の当該申込者の特定口座に移管することにより受け入れる上場株式等。

(6) お客さまの特定口座に受け入れられている特定口座内保管上場株式等につき、株式または投資信託もしくは特定受益証券発行信託の受益権の分割または併合により取得する上場株式等で当該分割または併合にかかる当該上場株式等の特定口座への受け入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの。

(7) お客さまが当社に開設している口座(非課税口座および未成年者口座を除きます。)に保管の委託等がされている上場株式等につき、会社法第185条に規定する株式無償割当て、同法第277条に規定する新株予約権無償割当てまたは投信法第88条の13に規定する新投資口予約権無償割当てにより取得する上場株式等で、その割当ての際に、当該上場株式等の特定口座への受け入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの。

(8) お客さまの特定口座に受け入れられている特定口座内保管上場株式等につき、投資信託の受益者がその投資信託の併合(当該投資信託の受益者に当該併合にかかる新たな投資信託の受益権のみが交付されるもの(投資信託の併合に反対する当該受益者に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産が交付されるものを含みません。))により取得する新たな投資信託の受益権で、特定口座への受け入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの。

(9) 前各号のほか租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項に基づき定められる上場株式等。

第6条 (譲渡の方法)

特定保管勘定において保管の委託がされている上場株式等の譲渡については、当社への売委託による方法、当社に対してする方法その他租税特別措置法施行令第25条の10の2第7項に定められる方法のいずれかにより行います。

第7条 (源泉徴収)

当社は、お客さまから特定口座源泉徴収選択届出書をご提出いただいたときは、租税特別措置法第37条の11の4、地方税法第71条の51、その他関係法令および政省令の規定に基づき、所得税および地方税(道府県民税株式等譲渡所得割)の源泉徴収または還付を行います。

第8条（特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知）

特定口座からの上場株式等の全部または一部の払出しがあった場合には、当社は、お客さまに対し、当該払出しのあった上場株式等の租税特別措置法施行令第25条の10の2第11項第2号イに定めるところにより計算した金額、同号ロに規定する取得の日および当該取得日にかかる数等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

第9条（特定口座内保管上場株式等の移管）

当社は、第5条（特定口座に受け入れる上場株式等の範囲等）第2号に規定するお客さまの特定口座への移管については、租税特別措置法施行令第25条の10の2第10項および第11項の定めるところにより行います。

第10条（相続または遺贈による特定口座への受入）

当社は、第5条（特定口座に受け入れる上場株式等の範囲等）第4号、第5号または第9号に規定する上場株式等のうち、租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第3号、第4号、第15号、第22号、第25号および第26号の移管による上場株式等の受け入れは、それぞれ同項第3号、第4号、第15号、第22号、第25号または第26号および同条第15項から第17項までもしくは同条第19項から第21項までまたは同法第25条の10の5に定めるところにより行います。

第11条（特定口座年間取引報告書の交付）

- 1.当社は、特定口座を開設しているお客さまに対して、租税特別措置法第37条の11の3第7項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を、翌年1月31日までに交付します。
- 2.特定口座の廃止によりこの契約が解約されたときは、当社はお客さまに対して、特定口座年間取引報告書とその解約日の属する月の翌月末日までに交付いたします。
- 3.当社は、特定口座年間取引報告書2通を作成し、1通をお客さまに交付し、1通を税務署に提出いたします。
- 4.当社は、お客さまが開設した特定口座において、その年中に上場株式等の譲渡および上場株式等の配当等の受け入れが行われなかった場合は、租税特別措置法第37条の11の3第8項に定めるところにより、お客さまからの請求があった場合のみ、翌年1月31日までに特定口座年間取引報告書をお客さまに交付いたします。

第12条（契約の解除）

次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。

- (1) お客さまが当社に対して租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に規定する特定口座廃止届出書を提出したとき。

- (2) お客さまが租税特別措置法施行令第25条の10の5第1項に規定する出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合において、同法第25条の10の7第1項に規定する特定口座廃止届出書が当社に対して提出されたものとみなされたとき。
- (3) 租税特別措置法施行令第25条の10の8に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出があり相続・遺贈の手続きが完了したとき。
- (4) お客さまが特定口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を通告したとき。
- (5) お客さまが出国により居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき。
- (6) 第1章総合取引約款に基づき投資信託口座の閉鎖をお客さまが申し出たとき、または当社が通告したとき。
- (7) お客さまがこの約款の重要な事項に違反し、当社がお客さまとの取引の継続が困難であると合理的に認めたとき。
- (8) やむを得ない事由により、当社がお客さまに解約を通告したとき。

第5章 累積投資取引約款

第1条 (約款の趣旨)

この約款はお客さまと当社との間の投資信託受益証券の累積投資に関する取り決めです。当社は、この約款の規定に従ってお客さまと当社が取り扱う投資信託受益証券の累積投資の委任に関する契約（以下この約款において「契約」といいます。）を締結します。

第2条 (申込)

当社所定の方法により、お申し込みいただくことにより、累積投資取引を開始することができます。

第3条 (購入)

1. 累積投資取引にかかる投資信託受益権の購入のお申し込みがあった場合は、当該目論見書記載の方法または当社所定の方法により、遅滞なく購入を行います。ただし、当該投資信託の目論見書において申込不可日とされている日には購入の申し込みができません。また、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、当該投資信託の目論見書の記載に従って、購入のお申し込みの受け付けが中止され、既に行われた購入のお申し込みの受け付けが取消されることがあります。
2. 前項の購入価額は、当該投資信託の目論見書に記載のある買付日の基準価額となりま

す。なお、当該価額に基づく当該投資信託の目論見書記載の手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を、払込金の中から当社が申し受けます。

3.購入された投資信託受益証券の所有権およびその果実または元本に対する請求権は、当該購入のあった日からお客さまに帰属するものとします。

第4条（受益権等の管理）

累積投資契約によって購入された投資信託受益権等は、当該投資信託受益権等の目論見書および累積投資約款の記載に従って管理いたします。

第5条（果実の再投資）

1.累積投資取引にかかる投資信託受益証券の収益分配金は、お客さまに代わって当社が受領のうえ、これをお客さまの当該投資信託の累積投資口座に繰入れ、当該投資信託の前条による買付けにあてます。この場合、買付けの手数料は無料といたします。

2.お客さまが当該投資信託受益証券の収益分配金の再投資を希望せず、受け取りの意思表示をされ当社が認めた場合はこの限りではありません。

第6条（投資信託の振替有価証券または金銭の返還）

1.累積投資取引にかかる投資信託受益証券の返還を請求されたときは、当該投資信託の目論見書の記載するところから従い返還します。ただし、当該投資信託の目論見書において申込不可日とされている日には、返還の請求ができません。また、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、当該投資信託の目論見書の記載に従い、返還請求の受け付けが中止され、既に行われた返還請求の受け付けが取り消されることがあります。

2.前項の請求および返還は、所定の手続きによってこれを行うものとし、所定の方法によりお客さまに返還します。ただし、返還は、当該投資信託の目論見書に記載された方法により決定された価額により各投資信託の受益証券を換金し、所定の手数料、信託財産留保額、所得税、住民税、消費税等を差し引いた金銭を引き渡すことにより、これに代えるものとします。

3.クローズド期間のある投資信託についての当該期間中における前項の取り扱いは、当該投資信託の目論見書記載の事由に該当する場合に限り行えます。

4.投資信託によっては、1人のお客さまが1日あたりに返還を請求できる金額および請求の受付時間には、当該投資信託の目論見書の記載による制限があります。

第7条（解約）

次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。

- (1) 第1章総合取引約款に基づきお客さままたは当社が投資信託口座の閉鎖を通告したとき。
- (2) 保護預り証券の残高がないとき。
- (3) お客さまがこの約款の重要な事項に違反し、当社がお客さまとの取引の継続が困難であると合理的に認めたとき。
- (4) やむを得ない事由により、当社が解約を通告したとき。

第6章 投資信託受益権振替決済口座管理約款

第1条（約款の趣旨）

この約款は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う投資信託受益権にかかるお客さまの口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当社に開設するに際し、当社とお客さまとの間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、投資信託受益権の範囲については、機構の社債等に関する業務規程に定めるものとします。

第2条（振替決済口座）

- 1.振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として、当社が備え置く振替口座簿において開設します。
- 2.振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である投資信託受益権の記載または記録をする内訳区分（「質権口」といいます。）と、それ以外の投資信託受益権の記載または記録をする内訳区分（以下「保有口」といいます。）とを別に設けて開設します。
- 3.当社は、お客さまが投資信託受益権についての権利を有するものに限り、振替決済口座に記載または記録しますが、その際、全て保有口として取り扱いたします。

第3条（振替決済口座の開設）

- 1.振替決済口座の開設にあたっては、あらかじめ、お客さまから当社所定の申込書によりお申し込みいただきます。その際、犯収法の規定に従い本人確認を行わせていただきます。
- 2.当社は、お客さまから振替決済口座開設のお申し込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設いたします。
- 3.振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令および機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客さまには、これら法令諸規則および機構が講ずる必要な措置ならびに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本約款の交付をもって、当該約諾にかかる書

面の提出があったものとして取り扱います。

4.次の各号のいずれかに該当する場合は、いかなる理由があっても第2項の承諾をしないものとします。なお、以下の事由に該当しない場合であっても、当社は承諾をしないことがあります。

(1) お客さま、またはお客さまの代理人が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団またはこれらに準ずる者等反社会的勢力であると判明した場合。

(2) お客さまが当社との取引に関して、脅迫的な言動もしくは暴力を用いた場合、法的責任を超えた不当な要求を行った場合、風説の流布もしくは偽計・威力により当社の信用を毀損もしくは当社の業務を妨害した場合、またはこれらに類するやむを得ない事由があった場合。

第4条（共通番号の届出）

お客さまは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客さまの共通番号を当社に届け出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

第5条（契約期間等）

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する12月末日までとします。この契約は、お客さまからお申し出または当社から通告のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

第6条（当社への届出事項）

外貨ex口座開設画面または投資信託口座開設画面で入力された住所、氏名、生年月日、共通番号等をもって、お届出の住所、氏名、生年月日、共通番号等とします。

第7条（振替の申請）

1.お客さまは、振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。

(1) 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替またはその申請を禁止されたものの。

(2) 法令の規定により禁止された譲渡または質入れにかかるものその他機構が定めるものの。

- (3) 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行うもの（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
- (4) 償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間（以下「振替停止期間」といいます。）中の営業日において振替を行うもの（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
- (5) 償還日翌営業日において振替を行うもの（振替を行おうとする日の前営業日以前に当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
- (6) 販社外振替（振替先または振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替のうち、機構の販社外振替情報管理機能を利用するものをいいます。）を行うための振替の申請においては次に掲げる日において振替を行うもの。
- イ) 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日（振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。）
- ロ) 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日。
- ハ) 償還日前々営業日までの振替停止期間中の営業日（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
- ニ) 償還日前営業日（当該営業日が振替停止期間に該当しない場合においては、振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。当該営業日が振替停止期間に該当する場合においては、当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
- ホ) 償還日
- ヘ) 償還日翌営業日
- (7) 振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取り扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けないもの。
- 2.お客さまが振替の申請を行うにあたっては、当社が別に定める日までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入のうえ、当社の定める本人確認書類を同封してご提出ください。
- (1) 当該振替において減少および増加の記載または記録がされるべき投資信託受益権の銘柄および口数。
- (2) 振替先口座およびその直近上位機関の名称。
- (3) 振替を行う日。
- 3.前項第1号の口数は、1口の整数倍（投資信託約款に定める単位（同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位）が1口超の整数の場合は、その単位の整数倍とします。）となるよう提示しなければなりません。

第8条（口座管理料）

振替決済口座において、口座管理料はいただいております。

第9条（他の口座管理機関への振替および他の口座管理機関からの振替）

当社は、当分の間、他の口座管理機関への振替および他の口座管理機関からの振替のお申し込みを受け付けません。かかる受け付けを開始する場合は、当社ホームページへの掲示等によりお客さまに告知します。

第10条（担保の設定）

お客さまの投資信託受益権について、譲渡または担保を設定することはできません。

第11条（抹消申請の委任）

振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権について、お客さまの請求による解約、償還または信託の併合が行われる場合には、当該投資信託受益権について、お客さまから当社に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当社は当該委任に基づき、お客さまに代わってお手続きさせていただきます。

第12条（償還金、解約金および収益分配金の代理受領等）

1.振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。）の償還金（繰上償還金を含みます。以下同じ。）、解約金および収益分配金の支払いがあるときは、当社がお客さまに代わって当該投資信託受益権の受託銀行からこれを受領し、お客さまのご請求に応じて当社からお客さまにお支払いします。

2.当社がお客さまに代わって受領した投資信託受益権の収益分配金について、お客さまから当社の定める方法により当該収益分配金をもって当該銘柄を買付ける指示があったときは、前項の規定にかかわらず、当該指示による買付けにあてます。

第13条（お客さまへの連絡事項）

1.当社は、投資信託受益権について、次の事項をお客さまにご通知します。

(1) 償還期限（償還期限がある場合に限りです。）

(2) 残高照合のための報告。

2.前項の残高照合のための報告は、投資信託受益権の残高に異動があった場合に、当社所定の時期に年1回以上通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容に不審な点があるときは、すみやかに報告書に記載の部署へ直接ご連絡ください。

3.当社が届出のあった名称、住所にあてて通知を行いまたはその他の送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

4.当社は、第2項の規定にかかわらず、特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）に該当するお客さまからの第2項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対してすみやかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

第14条（届出事項の変更手続き）

- 1.氏名もしくは住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。
- 2.前項により届出があった場合、当社は所定の手続きを完了した後でなければ投資信託受益権の振替または抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
- 3.第1項による変更後は、変更後の氏名または住所、共通番号等をもって届出の氏名または住所、共通番号等とします。
- 4.当社登録情報とログインIDの登録情報は、統合されておりませんので、変更がある場合には、それぞれ手続きが必要となります。

第15条（当社の連帯保証義務）

機構が、振替法等に基づき、お客さま（振替法第11条第2項に定める加入者に限りま

す。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。

- (1) 投資信託受益権の振替手続きを行った際、機構において、誤記帳等により本来の口数より超過して振替口座簿に記載または記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録にかかる義務を履行しなかったことにより生じた投資信託受益権の超過分（投資信託受益権を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の償還金、解約金、収益の分配金の支払いをする義務。
- (2) その他、機構において、振替法に定める超過記載または記録にかかる義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務。

第16条（機構において取り扱う受益権の一部の銘柄の取り扱いを行わない場合の通知）当社は、機構において取り扱う投資信託受益権のうち、当社が指定販売会社となっていない銘柄については取り扱いません。

第17条（振替決済口座の閉鎖等）

次の各号のいずれかに該当する場合には、振替決済口座は閉鎖されます。この場合、当該投資信託受益権を解約し、現金によりお返しいたします。第5条による当社からの通告により契約が更新されないときも同様とします。

- (1) 第1章総合取引約款に基づき投資信託口座の閉鎖をお客さまが申し出たとき、または当社が通告したとき。
- (2) お客さまがこの約款の重要な事項に違反し、当社がお客さまとの取引の継続が困難であると合理的に認めたとき。
- (3) やむを得ない事由により、当社が振替決済口座の閉鎖を通告したとき。

第18条（閉鎖時の取り扱い）

前条に基づく閉鎖に際しては、お客さまの振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権および金銭については、当社の定める方法により、お客さまのご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

第19条（緊急措置）

法令の定めるところにより投資信託受益権の振替を求められたとき、または天災地変等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

第20条（免責事項）

1. 当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、当該損害につき故意または重大な過失がない限り、その責めを負いません。

- (1) 第14条第1項による届出の前に生じた損害。
- (2) 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当社の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、投資信託受益権の振替または抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害。
- (3) 前号の事由により投資信託受益権の記録が滅失等した場合、または第12条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害。
- (4) 第19条の事由により当社が臨機の処置をした場合に生じた損害。

2. 前項の規定は、お客さまと当社との本約款に基づく契約が消費者契約法に定める消費者契約に該当する場合は、適用されません。この場合であっても、当社の過失（重大な過失を除きます。）によりお客さまに生じた損害のうち、当社またはお客さまが予見したか、または予見し得たかにかかわらず、特別の事情によって生じた損害に関し、当社は一切責任を負いません。

以上

2020年3月28日

ワイジェイFX株式会社